

自転車にも 2026年4月1日~
交通反則通告制度



自転車NEWS

警視庁交通部

警視庁ホームページ
【自転車の交通安全】

※自転車の運転者（16歳未満の者を除く）がした
一定の違反が交通反則通告制度の対象となります。



交通反則通告制度とは

運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が終結されるという制度です。

自転車の交通違反

悪質性・危険性
が低い

指導警告

- ・警告に従わず違反を続けた
- ・車両や歩行者に具体的な危険を生じさせた
- ・交通事故に直結する危険な運転行為

例) 一時不停止



反則告知(青切符交付による取締り)

反則金(銀行や郵便局で納められる)

例) 信号無視



不納付(払わない)

刑事手続きへ

・刑事裁判
・家庭裁判所の審判

納付(払う)

終結

飲酒運転など
特に悪質性・
危険性が高い

赤切符
(交通切符)
による取締り

©くまみね

青切符により検挙される違反例

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、**危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反**であったときは検挙を行います。

信号無視

6,000円

点減 信号を無視した場合
5,000円

一時不停止

5,000円

右側通行

6,000円

**携帯電話使用等
(保持)**

12,000円

**遮断踏切
立入り**

7,000円

**制動装置
(ブレーキ)不良**

5,000円

詳しくは
ココをみてヨシ! 警視庁ホームページ

【交通反則通告制度】



さらに!

※これらの違反は一例になります。

重大な違反※をしたとき又は交通事故を起こしたときは、刑事手続(赤切符)で検挙されます。

※ 酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転、
携帯電話使用等(交通の危険)

信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙され又は交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

Q&A 交通反則通告制度編



Q1 4月1日から何が変わるの？

A 自転車の運転者が交通違反をした後の**手続きが変わり**、交通反則通告制度(いわゆる青切符制度)が導入されます。
自転車に関する交通**ルールは変わりません**。

Q2 交通反則通告制度ってなに？

A 運転者が反則行為をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事手続きには移行せず刑事裁判や家庭裁判所の**審判を受けないで事件が終結される**という制度です。いわゆる青切符制度とも言われ、前科もつきません。

Q3 何歳から対象になるの？

A 交通反則通告制度は、**16歳以上**が対象です。

Q4 青切符ってなに？

A 反則行為となる事実の要旨等が記載された、**違反者に交付される青色の用紙**です。
正式名称は「交通反則告知書」といいます。

Q5 反則行為ってなに？

A 信号無視などの、**警察官が実際に見て明らかに違反行為を行ったと判断できるもの**です。

Q6 取締りを受けた後は、なにをするの？

A 警察官から交通反則告知書と納付書が交付されます。銀行や郵便局の窓口で納付書を持参して、**反則金を納付すると手続きが終了**します。

Q7 反則金を納付しないとどうなるの？

A 反則金の**納付は任意**です。
納付しない場合は、刑事裁判などの刑事手続きに移行します。

Q8 なぜ交通反則通告制度が導入されるの？

A 自転車が関与する事故が後を絶たず、自転車利用者のルール、マナー違反も大きな社会問題となっています。自転車の安全利用を促し、交通事故を減少させるため、自転車の交通違反の指導取締りを強化しており、これを迅速に処理することにより、実効性のある責任追及を可能とし、**自転車に関与する事故の抑止を図るため**に導入されます。

Q9 運転免許を持っているけど、点数はどうなるの？

A 運転免許の**行政点数は付されません**。
ただし、酒気帯び運転など、特に悪質・危険な違反をした場合は運転免許の効力が停止されることがあります。

Q10 交通違反を繰り返すとどうなるの？

A 青切符の交通違反とは別に、**自転車運転者講習の受講**が必要となります。(14歳以上が対象)3年以内に法律で決められた違反を2回以上繰り返すと講習を受けることになります。都道府県公安委員会から受講を命じられたときは、必ず受講してください。



詳しくはこちら
警視庁ホームページ
【交通反則通告制度】

©くまみね





©くまみね

Q&A自転車ルール編



Q1 運転免許を持っていません。標識の意味を教えてください。

A



普通自転車
歩道通行可



この標識のある場所では停止線があるときはその直前で、ないときは交差点の直前で一時停止しなければなりません。

自転車は車道通行が原則ですが、「普通自転車歩道通行可」の標識があるときは、普通自転車は、歩道を通行することができます。

Q2 ながらスマホが危険なのはなぜ？

A スマホの「通話」や「画像を注視」しながらの運転は片手運転となりブレーキがかけにくい状態となるだけでなく、文字や動画に集中することで歩行者や他車の存在を見落とし、意図せずに信号を無視してしまうなどの危険があります。

Q3 どんなヘルメットを被ればいいのか？

A SGマーク、JCFマークなどの安全性を示すマークが付いた、頭のサイズに合う自転車用ヘルメットをあごひもを締めて、正しく着用しましょう。

Q4 ライトは何をつければいいですか？

A 夜間10m先の障害物が確認できる明るさのライトを付けましょう。

Q5 点滅のライトを使用してもいいですか？

A 点滅式のライトは、「前照灯」にあらず、夜間、点滅式のライトのみで自転車を走らせることはできません。

Q6 右側通行はなぜいけないの？

A カーブや見通しの悪い交差点などにおいて、お互いに発見が遅れるなど、事故の危険が高まるためです。

Q7 自転車はどの信号を守ればいいのか？

A 車道を通るときは「車両用信号機」、歩道を通るときは「歩行者用信号機」に従います。ただし、「歩行者・自転車専用信号機」があるときは、車道・歩道どちらを通るときであっても、「歩行者・自転車専用信号機」に従ってください。



「車両用信号機」

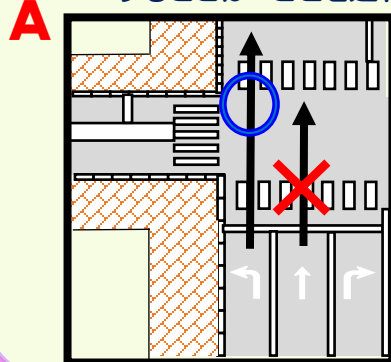


「歩行者用信号機」



「歩行者・自転車専用信号機」

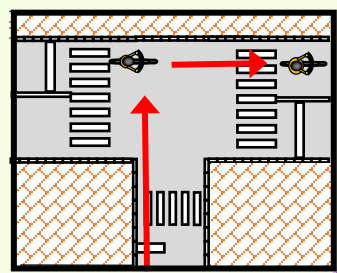
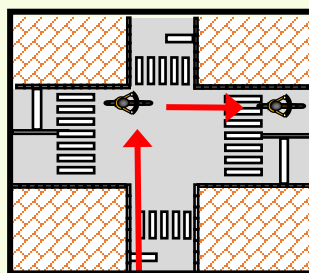
Q8 左折専用レーンがある大きな交差点で直進するときは、どこを通れば良いですか？



自転車は道路の左側から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければなりません。一番左側の車線が左折専用レーンであっても、直進するときは左折専用レーンを通ります。

Q9 自転車はどうやって右折するの？

A 交差点では二段階右折です。二段階右折は、できる限り道路の左端に寄って、交差点の向こう側までまっすぐ進み、十分速度を落として曲がらなければなりません。丁字路の交差点であっても、二段階右折です。道路の左端に寄って、道路を横断し、向きを変えて進行します。



リサイクルマークを入れてください

詳しくはこちら
警視庁ホームページ
【自転車の交通反則
通告制度の導入】



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

警視庁公認
交通安全
情報サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

